

**大分県福祉のまちづくり条例にかかる手続きについて
(建築物・事業者用)**

大分県福祉保健部福祉保健企画課

私たちの社会には、高齢者、障がい者、妊産婦、傷病者など、日常生活や社会生活において身体の機能上の制限等を受ける多くの人たちが、共に暮らしています。

「大分県福祉のまちづくり条例」は、それらの方々をはじめとするすべての人々が、自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていくことを目的として、平成7年から施行しています。

なお、平成23年及び24年に条例の一部改正を行い、平成24年4月1日から全面施行しています。（施設整備に関わらない規定は、公布日（平成23年3月22日）から施行しています。）

1 条例の内容

この条例は、主に次の内容を定めています。

（1）県、市町村、県民、事業者の責務

県：基本的・総合的な施策の策定と実施【条例第3条】

市町村：地域の実情に応じた施策の策定と実施、県施策への協力【条例第4条】

県民：理解促進、活動参画、県・市町村施策への協力

高齢者、障がい者等に配慮して整備された施設の利用妨げとなる行為の禁止

【条例第5条】

事業者：特定施設の高齢者、障がい者等による安全かつ容易な利用の確保、県・市町村施策への協力【条例第6条】

（2）福祉のまちづくりに関する施策の基本方針【条例第8条】

県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施することとしています。

○すべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる生活環境の整備を進めること

○すべての県民が福祉のまちづくりに参画し、積極的に協力する気運を醸成すること

（3）「特定施設」整備促進のための仕組み

①条例の対象となる施設

○特定施設～多数の者が利用する建築物で規則で定めるもの【条例第2条】

新築等を行う場合、基礎的基準への適合努力義務があります。

【条例第13条】

○特別特定施設～特定施設のうち一定規模以上のもの【条例第17条】

新築等（※）を行う場合、基礎的基準への適合義務があります。

！（※）新築等：新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替

*建築物にかかる特定施設及び特別特定施設については、次表のとおり

○建築物にかかる特定施設及び特別特定施設【施行規則 別表第1】

区分	用途	特別特定施設の規模等
1 建築物	(1) 学校、専修学校又は各種学校	1,000㎡を超えるもの
	(2) 病院又は診療所	すべてのもの
	(3) 老人保健施設	すべてのもの
	(4) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の興行場	1,000㎡を超えるもの
	(5) 集会場、公会堂その他これらに類するもの	1,000㎡を超えるもの
	(6) 展示場	1,000㎡を超えるもの
	(7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1,000㎡を超えるもの
	(8) ホテル、旅館その他の宿泊施設	1,000㎡を超えるもの
	(9) 事務所（(23)に掲げるものを除く）	3,000㎡を超えるもの
	(10) 共同住宅又は寄宿舎	50戸/室を超えるもの
	(11) 保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設、身体障害者社会参加支援施設、母子福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	すべてのもの
	(12) 体育館、水泳場、ボート場その他の体育施設又は遊技場	1,000㎡を超えるもの
	(13) 博物館、美術館又は図書館	1,000㎡を超えるもの
	(14) 公衆浴場	1,000㎡を超えるもの
	(15) 飲食店	1,000㎡を超えるもの
	(16) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1,000㎡を超えるもの
	(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	1,000㎡を超えるもの
	(18) 工場	3,000㎡を超えるもの
	(19) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	1,000㎡を超えるもの
	(20) 一般公共の用に供される自動車車庫	1,000㎡を超えるもの
	(21) 公衆便所	すべてのもの
	(22) 火葬場	1,000㎡を超えるもの
	(23) 官公庁舎	1,000㎡を超えるもの
	(24) 複合用途建築物	3,000㎡を超えるもの

※面積については、新築等に係る部分（たとえば、増築の場合は増築部分の面積）で判断する。
 ※床面積3,000㎡以下の複合用途建築物については、用途ごとの床面積で特別特定施設にあたるかどうか判断する。

②「特定施設」の「基礎的基準」「誘導的基準」【条例第12条】

特定施設の出入口、廊下、階段、昇降機等の構造及び設備の整備について、以下の基準を定めています。

- 基礎的基準～高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準【施行規則 別表第2】
- 誘導的基準～高齢者、障がい者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準【施行規則 別表第3】

③「特別特定施設」新築等の際の届出等

以下の場合、届出が必要です。【条例第18条・19条】

- ア 特別特定施設の新築等をしようとする場合
- イ 新築等の届出の内容に変更がある場合
- ウ 工事を完了した場合

※上記ア・イの届出があった場合～県等による指導・助言あり【条例第18条】

※無届けで工事に着手したとき等～勧告・公表制度あり【条例第20・21条】

④既存特定施設の整備【条例第14条】

既存の特定施設については、基準適合状況の把握と、基準に適合した整備への努力義務があります。

⑤特定施設の管理運営【条例第15条】

特定施設について、ハード面の整備だけでなく、ソフト面（管理運営）においても、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるよう措置を講じる義務があります。

⑥基準に適合した特定施設への適合証の交付【条例第16条】

基礎的基準又は誘導的基準に全部適合した特定施設が、希望する場合には、適合証を交付し、施設利用者への情報提供等に資することとします。

（4）バリアフリー法に基づく整備基準適合義務の範囲の拡大【条例第23条の3】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）で定める「特別特定建築物」の床面積2,000㎡以上の建築をする場合は、同法で定める建築物移動等円滑化基準（エレベーター、オストメイト対応便房、車いす使用者用駐車施設の設置など）に適合する義務があります。

この義務付けについて、本県福祉のまちづくり条例では、以下の特別特定建築物について、規模要件を床面積1,000㎡以上に引き下げています。（法第14条第3項に基づく委任）
（法の基準に適合して建築することが義務付けられます。）

- 特別支援学校
- 病院又は診療所
- 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 博物館、美術館又は図書館

2 特定施設の整備にあたって（手続き等）

(1) 新築等の届出【条例第18条第1項】

特別特定施設の新築等（新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替）の工事に着手する場合、県土木事務所又は市の建築指導担当課へ新築等の届出が必要です。

※建築確認申請を指定確認検査機関に行う場合も、福祉のまちづくり条例による届出を県土木事務所又は市の建築指導担当課に行う必要があります。

〈届出の適用除外〉

- バリアフリー法第17条第1項の規定による認定の申請をした場合
（条例第18条第1項ただし書）
- 国・県・市町村等が新築等を行う場合（条例第25条）

①届出の対象

新築等にかかる部分（例：増築の場合は増築部分）が、面積要件（施行規則別表第1の「特別特定施設の規模等」の欄に定める規模）に該当する特別特定施設

〈届出の必要がない場合〉

- ア 建築基準法上の確認申請を要しないもの
- イ 新築等の部分に適用すべき基礎的基準がないもの（別添：基礎的基準の適用表を参照）

②届出の期限

新築等の工事に着手する日の30日前まで（施行規則第10条第2項）

③届出に係る提出書類

- ア 特別特定施設新築等届出書（第5号様式（その1））
- イ 整備項目表（第2号様式（その1））
- ウ 図面（付近見取図、配置図、各階平面図）
※建築基準法第6条第1項の建築確認の申請書と同時に、新築等届出書を提出する場合、基礎的基準への適合状況が確認申請書の添付図面に明示されているときは、図面の添付を省略することができます。（施行規則第10条第3項）

④各書類の記載内容等

- ア 特別特定施設新築等届出書（第5号様式（その1））
 - ・「6規模等」の欄の「特定施設」の「用途」には、施行規則別表第1の「用途」欄のうち該当するものを記載します。
なお、別表第1のうち「(24)複合用途建築物」については、(1)～(23)の用途のうち該当するものを全て記載します。
 - ・「6規模等」の欄の「新築等の部分」には、バックヤード等も含めた面積を記載します。
- イ 整備項目表（第2号様式（その1））
 - ・「適合」欄には、各基準に適合している場合には「○」を、該当する事項がない場合には「\」を記入します。

ウ 図面（付近見取図、配置図、各階平面図）

基礎的基準（施行規則別表第2）において定められている基準の内容によって、以下の内容を示したものとします。

＜数値が定められている事項＞

（例：出入口の幅、廊下等の幅、車いす使用者用駐車施設の幅等）

→数値を記載する。

＜設置の有無が定められている事項＞

（例：廊下等の点状ブロック敷設、階段の手すり設置、便所のベビーチェア設置等）

→設置箇所が分かるように記載する。

＜その他＞（例：廊下等の仕上げ材、標識の表示内容等）

→内容が分かるように記載する。

（2）変更の届出【条例第18条第2項】

特別特定施設新築等届出書（第5号様式）の記載事項に変更が生じた場合、次に掲げる場合を除き、条例第18条第2項に基づき、変更の届出が必要です。

①変更の届出が不要な場合（施行規則第11条に規定する軽微な変更）

ア 基礎的基準に適合している部分の変更のうち、当該基礎的基準に抵触しないもの

イ 基礎的基準の適用がない部分の変更

ウ 工事着手予定日又は工事完了予定日の3月以内の変更

②届出に係る提出書類

ア 特別特定施設新築等変更届出書（第6号様式）

イ 変更に係る整備項目表（第2号様式（その1））

ウ 変更に係る図面（付近見取図、配置図、各階平面図）

（3）工事完了の届出【条例第19条】

条例第18条第1項に基づく新築等の届出をした者が工事を完了したときは、条例第19条の規定に基づき、工事完了の届出が必要です。

①提出書類

特別特定施設工事完了届出書（第7号様式）

（4）基礎的基準適合上の留意点

①基礎的基準の適用除外【条例第17条ただし書】

以下に該当する場合、基礎的基準の適用除外となります。

ア 基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合

イ 構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合

②増築等の場合の適用範囲

増築等（増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替）をする場合、基礎的基準は当該増築等に係る部分に限り、適用されます。（施行規則第5条第2項）

③建築物による基礎的基準の適用範囲の違い

<建築物は、施設の利用者に応じて、以下の例のように分類できます。>

施行規則別表第1	不特定かつ多数の者が利用する建築物	主として高齢者、障害者等が利用する建築物	特定多数の者が利用する建築物
(1)学校	—	特別支援学校	特別支援学校以外のもの
(9)事務所	—	—	事務所
(10)共同住宅・寄宿舎	—	—	共同住宅・寄宿舎
(18)工場	—	—	工場

<建築物により、基礎的基準の適用範囲は以下のとおりとなります。>

<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物 (=施行規則別表第1に掲げる建築物のうち、バリアフリー法施行令第5条に掲げる特別特定建築物その他これに類するもの)</p>

ア 基礎的基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用されます。

→よって、倉庫に至る荷物用エレベーターや、従業員用の階段、便所など従業員のみが利用する部分には適用されません。

イ 視覚障害者用の設備（点字ブロック、エレベーターの視覚障害者用設備、視覚障害者用案内設備、視覚障害者移動等円滑化経路）については、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの」に限って適用されます。

→特定多数の者が利用する通常の老人ホーム等については適用されません。

<p>特定多数の者が利用する建築物 (=施行規則別表第1に掲げる建築物のうち、バリアフリー法施行令第5条に掲げる特別特定建築物に該当しない特定建築物)</p>

ア 基礎的基準は、施行規則第5条第3項により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えて適用します。

→よって、事務所、工場等においては、従業員用の階段、便所など多数の従業員が通常利用する部分にも適用されます。

イ 読み替え規定は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの」にはかかりません。

→よって、特定多数の者が利用する建築物については、「主として視覚障害者が利用する」施設でない限り、視覚障害者用の設備に関する基準は適用されません。

④建築物による誘導的基準の適用範囲の違い

適合証のうち「誘導的基準適合証」の交付を行う場合、適用範囲は以下のとおりです。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

・誘導的基準は、施行規則第6条第2項により、「多数の者が利用する」とあるのは、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読み替えて適用します。

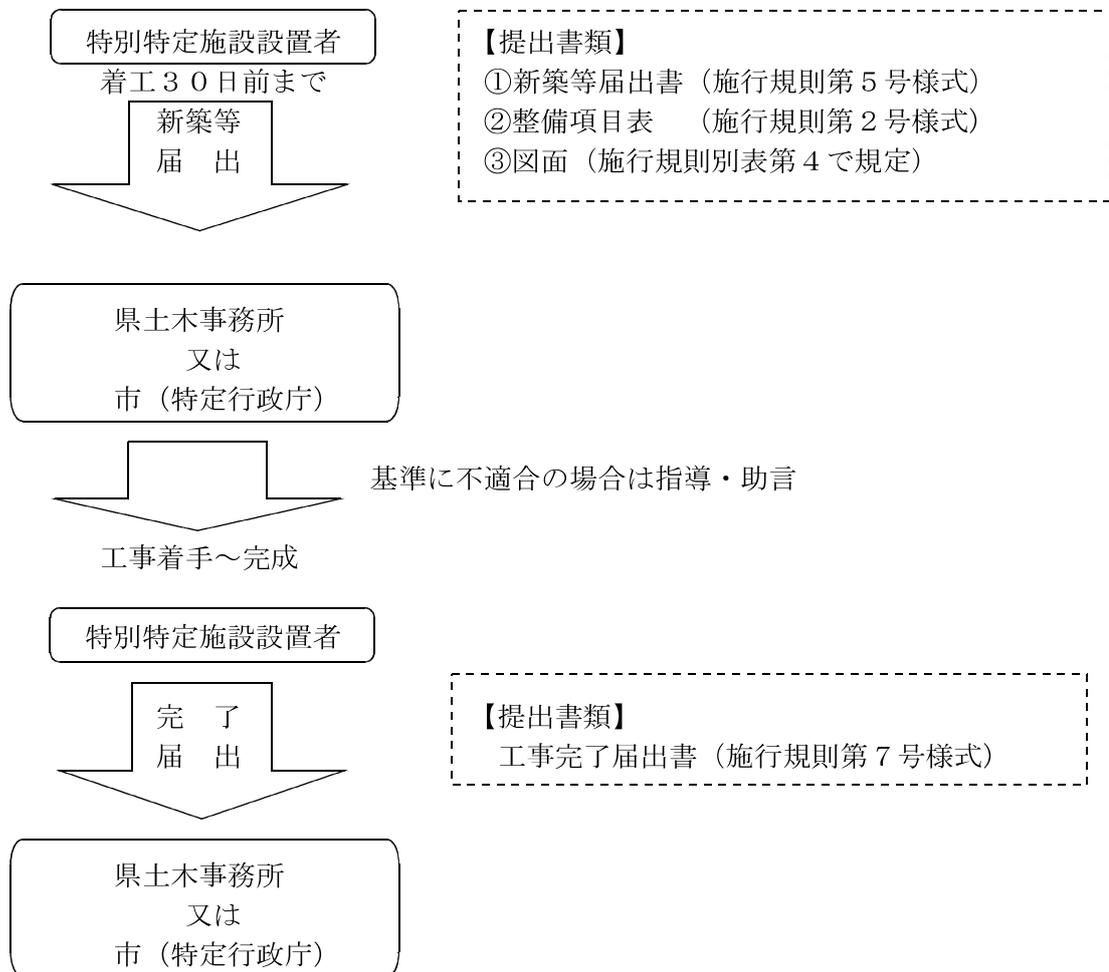
→よって、従業員のみが利用する部分には適用されません。

特定多数の者が利用する建築物

・誘導的基準は、多数の者が利用する部分に適用されます。

→よって、多数の従業員が通常利用する部分にも適用されます。

(5) 届出等の流れ



※ 無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表を行うことがあります。

(6) 適合証

① 適合証交付対象施設

基礎的基準又は誘導的基準を満たしている特定施設に対し交付します。

※特定施設全体を各基準に全部適合させたときのみ交付します。

＊増築部分等一部適合では不可

＊条例第17条ただし書きによる適用除外施設は不可

※特定施設の規模の大小は問いません。

※条例施行前の既設施設であっても現行基準を満たしていれば交付します。

② 適合証交付までの流れ



【提出書類】

- ① 適合証交付請求書（施行規則第3号様式）
- ② 整備項目表
基礎的基準（施行規則第2号様式）
誘導的基準（施行規則第4号様式）
- ③ 図面（施行規則別表第4）
- ④ 建築物の場合、建築基準法第7条第5項の
検査済証の写

③ 適合証様式

右のとおり

※県のユニバーサルデザインシンボルマークを使用



④ 適合証交付のメリット

- ・適合証交付により、施設のイメージアップが図られます
- ・適合証の交付を受けた施設名を県庁のホームページで紹介します。

届出等の提出先

○新築等の届出・変更の届出・工事完了の届出

特定施設の所在地	届出先		
大分市	大分市開発建築指導課	大分市荷揚町2-31	097-537-5635
別府市	別府市都市計画課	別府市上野口町1-15	0977-21-1487
中津市	中津市建築指導課	中津市豊田町14-3	0979-22-1111
日田市	日田市建築住宅課	日田市田島2-6-1	0973-22-8226
佐伯市	佐伯市建築住宅課	佐伯市中村南町1-1	0972-22-3111
宇佐市	宇佐市建築住宅課	宇佐市大字上田1030-1	0978-32-1111
杵築市・国東市・ 姫島村・日出町	別府土木事務所建築住宅課	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-0216
由布市	大分土木事務所建築住宅課	大分市向原西1-4-2	097-558-2147
臼杵市・津久見市	臼杵土木事務所建築住宅課	臼杵市大字臼杵字洲崎72-254	0972-63-4136
竹田市・豊後大野市	豊後大野土木事務所企画調査課	豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎内)	0972-22-1056
九重町・玖珠町	日田土木事務所企画調査課	日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎内)	0973-23-2141
豊後高田市	中津土木事務所建築住宅課	中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎内)	0979-22-2110

○適合証交付請求

特定施設の所在地	届出先		
全域	大分県福祉保健企画課 地域福祉班	大分市大手町3-1-1(県庁舎別館内)	097-506-2620

【別添】基礎的基準の適用表

基礎的基準	特定施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		学校 専修学校 各種学校	病院 診療所	老人保健 施設	劇場等	集会場等	展示場	物品販売 業店舗	ホテル 旅館等	事務所	共同住宅 寄宿舍	社会福祉 施設	体育施設 遊技場	博物館等	公衆浴場	飲食店	サービス 業店舗	自動車教 習所等	工場	公共交通 機関施設	自動車庫	公衆便所	火葬場	官公庁舎	複合用途 建築物
1.移動等円滑化経路	移動等円滑化経路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	階段又は段を設けない(※)	①	②	②	③	②	③	③	③			②	②	②	③	③	③			③	③	④	③	②	

(※)他の階との間の上下の移動に係る部分の適用(エレベーター等の設置)は、以下の施設に限る

①:1,000㎡以上の特別支援学校 ②:1,000㎡以上の施設 ③:2,000㎡以上の施設 ④:50㎡以上の施設

2.出入口	移動等円滑化経路	幅80cm以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		直接地上へ通ずる出入口の幅90cm以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3.廊下等	一般	粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		階段・傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①		①	①	①	①
	移動等円滑化経路	幅120cm以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移動等円滑化経路	戸は、車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造、前後に高低差なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	エレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は水平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		手すりを設置		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

①:当該廊下等の部分が、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものである場合に、適用

4.階段	踊場を除き、手すりを設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	段を容易に識別できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	つまずきの原因となるものを設けない構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	段部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①		①	①	①	①	
	主たる階段は回り階段でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1以上の階段	幅120cm以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		踊場に手すりを設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

①:当該踊場の部分が、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものである場合に、適用

5.傾斜路	一般	手すりを設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		存在を容易に識別できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	移動等円滑化経路	傾斜部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①		①	①	①	①	
		幅120cm以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		勾配1/12以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		高さ75cm以内ごとに踊場を設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

①:当該踊場の部分が、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものである場合に、適用

6.エレベーター	移動等円滑化経路	利用居室等のある階及び地上階に停止	①	②	②	③	②	③	③	③			②	②	②	③	③	③			③	③	④	③	②	
		出入口の幅80cm以上	①	②	②	③	②	③	③	③			②	②	②	③	③	③			③	③	④	③	②	
		かごの奥行き135cm以上	①	②	②	③	②	③	③	③			②	②	②	③	③	③			③	③	④	③	②	
		乗降ロビーの幅及び奥行き150cm以上	①	②	②	③	②	③	③	③			②	②	②	③	③	③			③	③	④	③	②	
		車いす使用者用制御装置を設置	①	②	②	③	②	③	③	③			②	②	②	③	③	③			③	③	④	③	②	
		かご内に停止予定階、現在位置を表示	①	②	②	③	②	③	③	③			②	②	②	③	③	③			③	③	④	③	②	
		乗降ロビーに昇降方向を表示	①	②	②	③	②	③	③	③			②	②	②	③	③	③			③	③	④	③	②	
		かご内に鏡、手すりを設置	①	②	②	③	②	③	③	③			②	②	②	③	③	③			③	③	④	③	②	
		かごの幅140cm以上		⑤		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
	-	かごは車いすの転回に支障がない構造		⑤		⑤	⑤	⑤	⑤				⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
		かご内に到着階、戸の閉鎖を音声表示	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
		視覚障害者用制御装置を設置	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
		かご内又は乗降ロビーに昇降方向を音声表示	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
		出入口の幅80cm以上	⑦								⑧	⑧									⑧	⑧				⑧
		乗降ロビーの幅及び奥行き150cm以上	⑦								⑧	⑧									⑧	⑧				⑧
		車いす使用者用制御装置を設置	⑦								⑧	⑧									⑧	⑧				⑧
		かご内に停止予定階、現在位置を表示	⑦								⑧	⑧									⑧	⑧				⑧
		かご内に鏡、手すりを設置	⑦								⑧	⑧									⑧	⑧				⑧
視覚障害者用制御装置を設置	⑦								⑧	⑧									⑧	⑧				⑧		

移動等円滑化経路上の段差解消のうち、他の階との間の上下の移動に係る部分の適用(エレベーター等の設置)は、以下の施設に限る

①:1,000㎡以上の特別支援学校 ②:1,000㎡以上の施設 ③:2,000㎡以上の施設 ④:50㎡以上の施設

⑤:不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の施設に適用

⑥:当該エレベーターが、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものである場合に、適用

⑦:学校等のうち、特別支援学校を除く2,000㎡以上の施設に、かごの幅が100cm以上、奥行きが110cm以上のエレベーターを設ける場合に適用

⑧:2,000㎡以上の施設にかごの幅が100cm以上、奥行きが110cm以上のエレベーターを設ける場合に適用

基礎的基準			特定施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
				学校 専修学校 各種学校	病院 診療所	老人保健 施設	劇場等	集会場等	展示場	物品販売 業店舗	ホテル 旅館等	事務所	共同住宅 寄宿舍	社会福祉 施設	体育施設 遊技場	博物館等	公衆浴場	飲食店	サービス 業店舗	自動車教 習所等	工場	公共交通 機関施設	自動車車 庫	公衆便所	火葬場	官公庁舎	複合用途 建築物		
7.特殊な構造、使用形態のエレベーター等	移動等円滑化経路	エレベーター	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			かこの幅70cm以上、奥行き120cm以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			かこの幅及び奥行き十分な確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エスカレーター	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8.便所	車いす使用者用便房を設置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ベビーチェア、ベビーベッドを設置						①	①	①	①						①						①				①			
	床置き等の小便器、手すりを設置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	腰掛式便座を設置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	周囲に手すり、水洗面具の操作が容易な洗面器を設置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

①:2,000㎡以上の施設に適用

9.客室等	車いす使用者用客室等を設置				①						②			①														
	車いす使用者が利用できる便所を設置				①						②			①														
	車いす使用者が利用できる浴室又はシャワー室を設置				①						②			①														

①:1,000㎡以上の施設に適用 ②:客室総数が50以上の施設に適用

10.敷地内の通路	一般	粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		段部分	手すりを設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			容易に識別できる	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			つまずきの原因となるものを設けない構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		傾斜路	手すりを設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	容易に識別できる		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	排水溝のふたは、杖等が落ち込まない構造			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	移動等円滑化経路	幅120cm以上		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		戸は、車いす使用者が容易に開閉し通過できる構造、前後に高低差なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
傾斜路		幅120cm以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	勾配1/12以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高さ75cm以内ごとに踊場を設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

11.駐車場	車いす使用者用駐車施設を設置		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
--------	----------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

12.標識	エレベーター等、便所、駐車施設を表示する標識を設置		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	---------------------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

13.案内設備	エレベーター等、便所、駐車施設を表示した案内板等を設置			○		○	○	○	○	○					○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
	エレベーター等、便所を表示した視覚障害者用案内設備を設置		①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①

①:不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する施設に適用

14.案内設備までの経路	視覚障害者移動等円滑化経路	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
--------------	---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

①:当該経路が、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものである場合に、適用

15.客席	車いす使用者が利用できる部分を設置					○	○																					
-------	-------------------	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

16.改札口	幅80cm以上					○	○															○						
--------	---------	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

17.記載用カウンター	車いす使用者が利用できる措置		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------------	----------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

18.公衆電話所	聴覚障害者用電話機を設置		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電話台の高さ75cm		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電話台の下部に蹴込みを設置		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

19.浴室	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置			①	①					②			①			①												
	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保			①	①						②		①			①												
	出入口の幅80cm以上、戸は車いす使用者が容易に通過できる構造、前後に高低差なし			①	①						②		①			①												
	洗い場の床面は滑りにくい材料で仕上げ			①	①						②		①			①												

①:1,000㎡以上の施設に適用 ②:5,000㎡以上の施設に適用

20.更衣室、シャワー室	更衣室	幅80cm以上	①	②	②									②	③													
	シャワー室	幅80cm以上	①	②	②									②	③													

①:学校に適用 ②:1,000㎡以上の施設に適用 ③:体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で1,000㎡以上のものに適用

21.授乳、おむつ交換場所	授乳及びおむつ交換ができる場所を設置					①	①	①	①							①						①					①	
---------------	--------------------	--	--	--	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

①:2,000㎡以上の施設に適用